

（宛先）寒川町選挙管理委員会委員長

選管への届出日（告示日）以降の日付

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙  
候補者 寒川 一郎

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

契約書の契約日を記入

次のとおり自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 実際の契約期間 契約金額

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年〇月〇〇日	寒川町岡田△△ 〇〇タクシー株式会社 代表取締役 中瀬 二郎	令和〇年〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	324,000円	

- 2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び所在地)	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
燃料代					
運転手の雇用					

- 備考
- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
  - 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「燃料代」にあつては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。
  - 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
  - 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。
  - 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙  
候補者 寒川 一郎

番号の1に〇を付けてください。

次のとおり自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に〇をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2	左に掲げる契約 以外の場合
運送事業者等の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代 表者の氏名及び所在地)	寒川町宮山〇〇番地 (株)〇〇交通 代表取締役 △△ △△			
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
〇〇ワゴン 湘南〇〇〇あ〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	64,800円		
//	令和〇年〇月〇日	64,800円		
//	令和〇年〇月〇日	64,800円		
//	令和〇年〇月〇日	64,800円		
//	令和〇年〇月〇日	64,800円		

- 備考1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が寒川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
  - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、寒川町に支払を請求することはできません。
  - 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
  - 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
  - 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した自動車以外の自動車については、寒川町に支払を請求することはできません。

請求書 (選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

(宛先)寒川町長

住 所 寒川町岡田△△  
 氏 名 ○○タクシー株式会社  
 代表取締役 中瀬 二郎  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

寒川町議会議員選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求者氏名と振込先の  
口座名義人が同一であること

1	請求金額	322,500円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選挙名	令和○年○月○日執行 ○○○○選挙
4	候補者の氏名	寒川 一郎
5	金融機関・支店名	○○銀行・△△支店
	預金種別	普通
	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	フリガナ	○○タクシー(カ ダイョウトリシマリヤク ナゼ ジロウ <small>※通帳の口座名義人とフリガナの記入が同じでないと、 振り込めませんので、注意してください。</small>
	口座名義人	○○タクシー株式会社 代表取締役 中瀬 二郎

- 備考1 この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の給油を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、寒川町に支払を請求することはできません。
  - 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料にかかるもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲であるものに限定されています。
  - 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙) その1

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

契約した金額です。

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和○年○月○日	円 台 円 64,800×1=64,800	円 台 円 64,500×1=64,500	円 64,500	
○月○日	64,800×1=64,800	64,500×1=64,500	64,500	
○月○日	64,800×1=64,800	64,500×1=64,500	64,500	
○月○日	64,800×1=64,800	64,500×1=64,500	64,500	
○月○日	64,800×1=64,800	64,500×1=64,500	64,500	
計			322,500円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。



## 選挙運動用自動車運送契約書

〇〇〇〇選挙候補者 寒川 一郎 (以下「甲」という) と  
〇〇タクシー株式会社 代表取締役 中瀬 二郎 (以下「乙」という) は、選挙  
運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的  
公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 \_\_\_\_\_
- 3 台数 1 台
- 4 借入期間 令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日まで5日間
- 5 契約金額 324,000円(税込)(内訳 1日64,800円×5日間)
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき寒川町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、寒川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は寒川町に請求ができない。

令和〇年〇月〇〇日

甲 〇〇〇〇選挙候補者  
住 所 寒川町宮山〇〇  
氏 名 寒川 一郎 (印)

乙  
住 所 寒川町岡田△△  
電話番号 0467-〇〇-〇〇〇〇  
名 称 〇〇タクシー株式会社 (代表者印)  
代 表 者 代表取締役 中瀬 二郎 (印)